

令和4年度 第4回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
令和4年度第4回理事会議事録

1. 日 時 令和5年3月23日(木) 午後2時00分～午後3時30分

2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 会議室1

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長	阪上 昭次	理事	林 秀和
理事	松尾 勝浩	理事	田中 康之
理事	小山 達也	理事	川上 房男
理事	森 理恵		

監事総数 2名

監事出席者 2名

監事	細川 健二	監事	辻 博夫
----	-------	----	------

議事録署名人 阪上 昭次

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 辻 博夫

4. 議 案 報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和4年度職務の執行状況について」

報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第10号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」

議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第12号「役員等賠償責任保険契約内容の決定について」

議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」

議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議案等の決定について」

5. 議 長 阪 上 昭 次

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和4年度第4回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

[資料の確認]

○事務局 本日は、お忙しい中ご臨席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第4回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 阪上理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

(3) 議長選出

○事務局 それでは、議長選出に入らせていただきます。議事を進めるにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、「議長はその都度選任する」となっているため、選任方法についてお諮りします。

[事務局一任]

事務局一任とのご意見をいただきましたので、阪上理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、阪上理事長に議長をお願いいたします。

#### (4) 出席状況

- 議長　それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。  
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。  
本日の出席理事は7名でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたしますことをご報告いたします。

#### (5) 議事録署名人の選任

- 議長　次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監事、辻監事をお願いします。

#### (6) 議事

- 議長　それではこれより議事に入らせていただきます。  
本日の議事は、送付させていただきました、報告が2件、議案が3件、本日追加議案として提出させていただきます議案が2件でございます。

それではまず、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和4年度職務の執行状況について」を議題といたします。本件につきましては定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」となっておりますので、私と常務理事より自己の職務の執行状況について報告いたします。

- 理事長　[職務の執行状況について報告]

- 常務理事　[職務の執行状況について報告]

- 議長　報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にならぬようにございますので、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和4年度職務の執行状況について」は、ご理解いただいたものとし  
ます。

次に、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改  
正する規則の制定について」を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

○事務局 [報告第5号を報告]

○議長 報告が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にならぬようにございますので、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福  
祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」は、以上とします。

次に、議案第10号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会  
福祉事業区分及び公益事業区分予算」、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社  
会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がござ  
いますので一括して審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

○事務局 [議案第10号、議案第11号を説明]

○議長 説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
まず、議案第10号について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 来年度35周年を迎えるとのことですが、周年イベントの企画はありませ  
るか。また、「社会福祉連携推進法人」を検討する背景についてお教えいただき  
たい。財務について、各事業所が3パーセントの収支改善を目標とするとのこ  
とですが、当初予算達成のための根拠なのか、それ以外の根拠があるのかお教  
えください。東有岡ワークハウスの生産活動の内製化について、現時点で、具  
体的な取り組みを考えているということであればお聞きしたい。

○事務局 35周年を迎えるにあたり、具体的に大きなイベントは考えていませんが、

パワーポイント作成資料の最終ページに記載のとおり、事業団の周知PR活動として事業概要を新たに作成して、各事業所に配布したり求人活動に活用し人材確保に努めたいと考えています。また、ホームページ、SNS等を活用したPRに取り組んでいく予定にしています。

○事務局 社会福祉連携法人の背景には、福祉業界の人材確保の課題があります。連携先としては、私どもは事業団という形態であるため、民間法人より、まずは、各市区町村が設置する事業団等の法人を想定しています。現在取り組んでいる自己実現介護実践の延長として、その取組をしている法人と連携することで、介護人材を全国規模で募集し、採用・育成をしていけないかと、検討しているところです。

○事務局 財務について、3パーセントの収支改善を目指す根拠についてです。パワーポイントで作成した資料の1ページと関連します。令和5年度予算編成時に、資料記載の収支予測を立てており、これを基に必要額を算出しました。昨年11月の時点で必要額を各管理者に説明し、収入でも支出でもどちらでもよいので3パーセント見直してもらえれば、必要額に届くだろうということを目標に掲げたうえで、数カ月かけて予算の編成をしてきたところです。達成してもらえれば、自ずと予算が決算に結びついてくるだろうということが3パーセントの根拠です。

○事務局 障害サービス事業における内製化について、具体的には詰められていませんが、すでに今年度から、デイサービスの給食につき外部委託を廃止し、サポートテラス昆陽東の事業として受託するという試行的に開始しています。法人内の各事業所で、外部委託している事業の中で障害サービス事業所において取り組めることがないか、ということは検討模索を始めています。今後、随時、障害サービス事業所に通われている方の業務に切り替えていくことを進めていきたいと考えています。

○事務局 内製化について補足します。取り組みとして試したことがあります。リクルート冊子やPR冊子の刷新に際し、職員インタビューの記事を掲載しましたが、利用者さんにインタビュアーになっていただき、職員にインタビューをしてもらうということをやってもらいました。対人関係を苦手とされる利用者さんもおられますが、チャレンジとしてやっていただいたということです。今後も、可能な限り、事業団の多様なサービスについて事業所間で連携して推進していきたいと考えております。

○小山理事 社会福祉法人は全国的に経営難により合併等がなされていますが、全国レベ

ルでの連携の検討ということではありますが、伊丹市の事業団ですので、市の施策との調整が必要かなというふうには思います。たしかに、共同で人材確保にあたり、総務部門等連携により効率化を図りうるということはあるかと思しますので、前向きに検討していただければと思います。

3パーセントの収支改善ですが、事業所によってはマイナスのところもあつたりしますが、各事業所で創意工夫してぜひ達成していただきたいと思ひます。

○議 長      ご質問のところにつきましては、事業転換としてハード的なところの額が大きということがありますが、実は、個別の事業所には意識も含めて、相当手を入れていきまして、その積み上げにより、結果として、いい方向にいつているということだす。そのような中で、東有岡ワークハウスという事業部門を持っておりますので、外部委託をするよりは、自前でできればより効率的だと思ひで収支改善に向け、新たな取り組みを模索しているということだす。

○議 長      他にございませぬか。  
特にないようございませぬので、まず、議案第10号は原案どおり決することにご異議ございませぬか。

[異議なし]

○議 長      ありがとうございます。議案第10号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきましては、原案どおり決しました。続きまして、議案第11号は原案どおり決することにご異議ございませぬか。

[異議なし]

○議 長      それでは、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。次に、議案第12号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局      [議案第12号を説明]

○議 長      説明が終わりました。  
議案第12号について、ご意見ご質問はございませぬか。

○議 長 特にないようでございますので、議案第12号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第12号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に、本日追加議案で提出させていただきました、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」と、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議案等の決定について」は関連しますので一括して審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

○事務局 [議案第13号、議案第14号を説明]

○議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
まず、議案第13号並びに議案第14号について、ご意見ご質問はございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、議案第13号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 続きまして、議案第14号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議案等の決定について」につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 次に、次第7番、その他の事項について、事務局より連絡がございます。

○事務局 [令和5年度第1回理事会の開催、  
理事会招集手続きの省略につき、事務連絡]

○議長 その他、各理事よりご連絡等がございますでしょうか。

○議長 [退任挨拶]

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時30分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和5年 3月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者